

令和3年9月29日

労働保険事務組合 職業訓練法人北上職業訓練協会の長 殿

岩手労働局長

令和3年度岩手県最低賃金の改正決定に係る周知について（協力依頼）

労働行政の推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、岩手県最低賃金につきましては、時間額793円から821円に改正決定され、令和3年10月2日（土）に発効します。

岩手県最低賃金は、正社員、パート、アルバイトを問わず、岩手県内の事業場で働く全ての労働者に適用され、労働条件の改善、労働者の生活の安定に大きな役割を果たしていることから、当局におきましては、現在、県内全域の使用者及び労働者に対して、岩手県最低賃金の改正決定について周知を行っているところです。

つきましては、ポスター、リーフレット及び広報誌（紙）用掲載原稿例文を送付いたしますので、ポスター、リーフレットを好適な場所に掲示、備え付けくださいますとともに、広報誌（紙）用掲載原稿例文を参考に貴職発行の広報誌（紙）及びホームページに記事を掲載していただきたく、特段の御配慮をお願い申し上げます。

また、厚生労働省では、中小企業・小規模事業者等の支援策として、業務改善助成金の特例的な要件緩和、雇用調整助成金に休業規模要件の特例を設けるなど制度の拡充・充実を図っておりますので、引続き助成金の活用促進に御支援を賜りたくお願い申し上げます。

【参考】厚生労働省ホームページ 最低賃金に関する特設サイト

⇒ <https://pc.saiteichingin.info/>

岩手労働局労働基準部賃金室

担当者：松田、佐々木

TEL：019-604-3008

FAX：019-604-1534

賃金引上げに関する助成金・補助金のご案内

1 業務改善助成金

設備投資により生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引き上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。



対象者（事業場）

- 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内
- 事業場規模100人以下

支給要件等

- 賃金引き上げ計画を策定し、事業場内最低賃金を一定額（20円以上）引き上げ
- 生産性向上に役立つ機器・設備等の導入
 - 機械設備 □ コンサルティング導入
 - 人材育成・教育訓練 など

助成率等

助成率 4/5～9/10
助成上限額 600万円

申請期限

令和4年1月31日

【相談窓口】業務改善助成金コールセンター

TEL 03-6388-6155

【申請窓口】岩手労働局雇用環境・均等室

TEL 019-604-3010

2 雇用調整助成金等（特例）

雇用調整助成金等の業況特例等の対象となる中小企業が事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げる場合、令和3年10月から12月までの3ヶ月間の休業については、休業規模要件（1/40以上）を問わず支給対象となります。



対象となる要件等

- ① 業況特例又は地域特例の対象となる中小企業（解雇等を行っていない場合に限る。）であること。
 - ② 事業場内最低賃金を、令和3年7月16日以降、同年12月までの間に、30円以上引き上げること。
- ※ その他にも注意事項がありますので、下記【相談窓口】にお問い合わせください。

助成率等

助成率 10/10
上限日額 15,000円

申請期限

判定基礎期間の末日の翌日から2か月以内

【相談窓口】雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター

TEL 0120-60-3999

3 事業再構築補助金

新分野展開や業態転換等又はこれらの取組みを通じた規模の拡大等を目指し企業等の新たな挑戦を支援するもので、第3回公募から新しい類型（最低賃金枠、大規模賃金引上げ枠、等）が新設されました。



必須申請要件

- (a)2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高がコロナ以前（2019年又は2020年1～3月）の同3か月と比較して10%以上減少しており、(b)2020年10月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月間の合計売上高がコロナ以前の同3か月と比較して5%以上減少している。
- 認定経営革新等支援機関と事業再計画を策定する。
- 補助事業終了後3～5年で付加価値額、または従業員一人当たり付加価値額が、年率平均3.0%以上の増加を見込む事業

補助率等

- 最低賃金枠
2020年10月から2021年6月までの間で、3月以上最低賃金+30円以内で雇用している従業員が10%以上いること及び2020年4月以降のいずれかの月の売上高が対前年又は前々年の同月比で30%以上減少…補助率2/3～3/4
(補助額100万円～1,500万円)
- 大規模賃金引上げ枠
事業計画期間終了までの間、事業場内最低賃金を年額45円以上引き上げること及び従業員数を年率平均1.5%以上(※)増員…補助率1/3～2/3
(補助額8,000万円～1億円) (※)初年度は1.0%以上

対象経費

- 建物費
- 設備費
- 広告宣伝費・販売促進費
- システム購入費など

申請期限

第3回公募
9月21日締切
※第3回公募を含め、あと3回公募予定

【相談窓口】事業再構築補助金事務局コールセンター

TEL 0570-012-088

(IP電話用) 03-4216-4080

令和3年8月から

「業務改善助成金」が使いやすくなります

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、
設備投資など（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）
を行った場合に、その費用の一部を助成します。

詳しくはHPをご覧ください！

[業務改善助成金](#) 検索



変更後のコース内容

※申請期限：令和4年1月31日

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
20円コース	20円以上	1人	20万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】 4/5 生産性要件を満たした場合は 9/10(※2)
		2～3人	30万円		
		4～6人	50万円		
		7人以上	70万円		
		10人以上(※1)	80万円		
30円コース	30円以上	1人	30万円		
		2～3人	50万円		
		4～6人	70万円		
		7人以上	100万円		
		10人以上(※1)	120万円		
(新設) 45円コース	45円以上	1人	45万円		
		2～3人	70万円		
		4～6人	100万円		
		7人以上	150万円		
		10人以上(※1)	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		
		2～3人	90万円		
		4～6人	150万円		
		7人以上	230万円		
		10人以上(※1)	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円		
		2～3人	150万円		
		4～6人	270万円		
		7人以上	450万円		
		10人以上(※1)	600万円		

(※1) 10人以上の上限額区分は、以下のいずれかに該当する事業場が対象となります。

①資金要件：事業場内最低賃金900円未満の事業場

②生産性要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3ヶ月間の月平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者

(※2) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。

助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

○助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

その他の変更点

- ◆ PC、スマホ、タブレットの新規購入、貨物自動車なども生産性向上の効果が認められる場合は対象になります。
※特例のうち、②生産量要件に該当する場合であって、引上げ額30円以上の場合に限ります。
- ◆ 同一年度内に複数回（2回まで）申請することができます。

ご留意頂きたい事項

- ◆ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ◆ 事業完了の期限は令和4年3月31日です。

お問い合わせ先

- ◆ 「**業務改善助成金コールセンター**」を開設しましたので、お気軽にお問い合わせください。

【受付時間】平日8:30～17:15 【電話番号】03-6388-6155

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを、
最寄りの都道府県労働局に提出
※申請先は、各労働局雇用環境・均等部（室）

審査

交付決定後、
提出した計画に
沿って事業実施

⇒

労働局に
事業実施結果
を報告

審査

支給

働き方改革推進支援資金

- ◆ 日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫



～業務改善助成金の活用事例～

事例1 業務用吸水掃除機の導入及び業務改善コンサルティングの活用による生産性の向上

【所在地】三重県 【従業員数】20人 【事業内容】菓子作り
【課題と対応】手作業での作業をしていたため、作業時間が長かった。また、季節ごとの作業で作業環境が異なるため、設備投資とコンサルティングによる業務改善を実施した。
業務改善を機に、1人を2人と業務内容を効率化したいと考えました。そこで、助成金を活用して業務用吸水掃除機の導入及び業務改善コンサルティングを活用しました。

清掃作業の効率化により、清掃作業の負担軽減も実現しました。

導入前 **導入後**

導入前の作業が5人から1人になり、業務内容の効率化で製品の生産性が向上しました。

導入後
導入後は業務内容が効率化され、作業時間が短縮されました。また、作業環境も改善され、作業効率も向上しました。

業務用吸水掃除機の導入により、清掃作業の負担軽減も実現しました。また、業務改善コンサルティングを活用し、作業環境も改善され、作業効率も向上しました。

導入後の業務内容が効率化され、作業時間が短縮されました。また、作業環境も改善され、作業効率も向上しました。

助成金活用のきっかけ インターネットで、活用可能な助成金を検索

事例2 テーブルオーガニズシステムの導入による注文業務の効率化と会計の見える化

【所在地】福岡県 【従業員数】9人 【事業内容】飲食業
【課題と対応】オーダーの電話注文が多いが、従業員の負担軽減を図るため、設備投資による業務改善を実施した。
注文に要する時間を削減し、テーブルごとの作業効率を向上させるため、導入した。そこで、助成金を活用してセルフで注文できるテーブルオーガニズシステムを導入しました。

ホールスタッフの注文業務の負担軽減を実現し、接客効率も向上しました。

導入前 **導入後**

1か月前ほどの注文処理時間が約12時間短縮

導入後
注文業務の効率化により、接客業務の負担軽減も実現しました。また、作業環境も改善され、作業効率も向上しました。

セルフで注文できるシステムを導入し、ホールスタッフの注文業務の負担軽減を実現し、接客効率も向上しました。

導入後の業務内容が効率化され、作業時間が短縮されました。また、作業環境も改善され、作業効率も向上しました。

助成金活用のきっかけ インターネットで、飲食業で活用可能な助成金を検索

最低賃金を引き上げた中小企業における 雇用調整助成金等の要件緩和について

概要

業況特例等の対象となる中小企業が事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げる場合、令和3年10月から12月までの3ヶ月間の休業については、休業規模要件（1/40以上）を問わず支給します。

対象となる条件

以下の①及び②の条件を満たす場合は、小規模の休業（1/40未満）も対象。

例：10人規模の中小企業が20日の所定労働日数の月に、4人日分の休業を行った場合も対象

$$4 \text{ 人日 (休業)} / 200 \text{ 人日 (10人} \times 20 \text{日)} = 1 / 50 < \text{休業企業規模 (1/40)}$$

- ① 令和3年10月から3ヶ月間の休業について、業況特例又は地域特例の対象となる中小企業（令和3年1月8日以降解雇等を行っていない場合に限る。）であること。
- ② 事業場内最低賃金（当該事業場における雇入れ3月を経過した労働者の事業場内で最も低い時間あたりの賃金額。地域別最低賃金との差が30円未満である場合に限る。）を、令和3年7月16日以降、同年12月までの間に、30円以上引き上げること。

※令和3年度地域別最低賃金の発効日以降に賃金を引き上げる場合は、発効後の地域別最低賃金から30円以上引き上げる必要があります。

※同一都道府県内に地域別最低賃金との差が30円未満である事業場が複数ある事業主は、最も低い事業場内最低賃金を30円以上引き上げ、他の事業場もこの水準以上に引き上げる必要があります。

※就業規則その他これに準ずるものにより、当該引上げ後の賃金額を事業場で使用する労働者の下限の賃金額とすることを定める必要があります。

※当該引上げの実施日以降の休業について要件緩和が利用できます。

申請手続等

- 雇用保険被保険者、被保険者以外ともに、緊急雇用安定助成金として申請を行っていただきます。
- 緊急雇用安定助成金は、休業に対する助成となります。（教育訓練や出向は対象になりません。）
- 助成率や上限額は業況特例や地域特例と同じになりますが、10月以降の助成率等については8月中にお知らせします。
- 申請様式は9月以降にホームページで公開する予定です。

お問合せ先

ご不明な点は、以下のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター
0120-60-3999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

厚生労働省HP

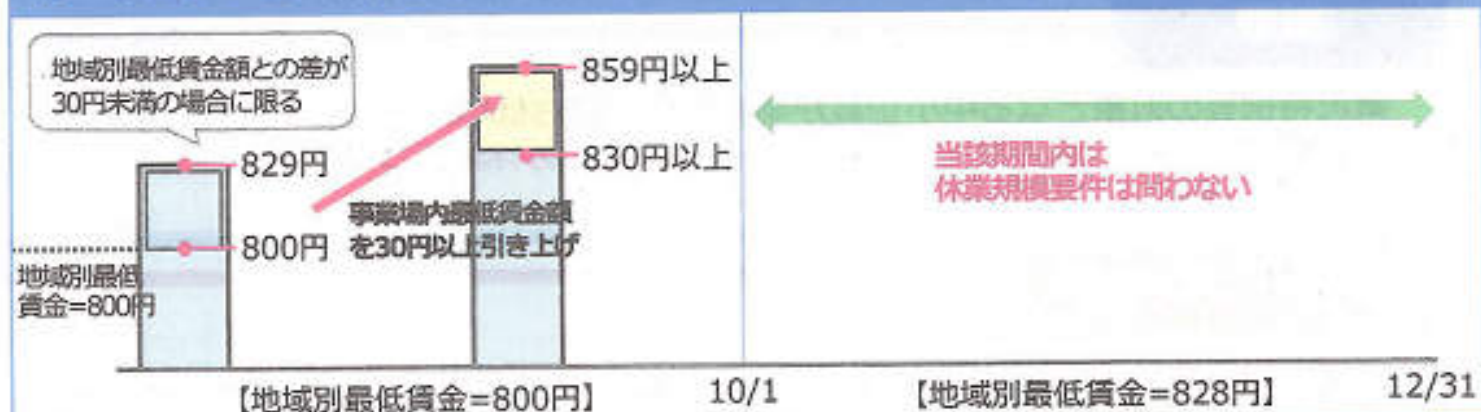


LL030806企01

(要件緩和の対象となるケースのイメージ)

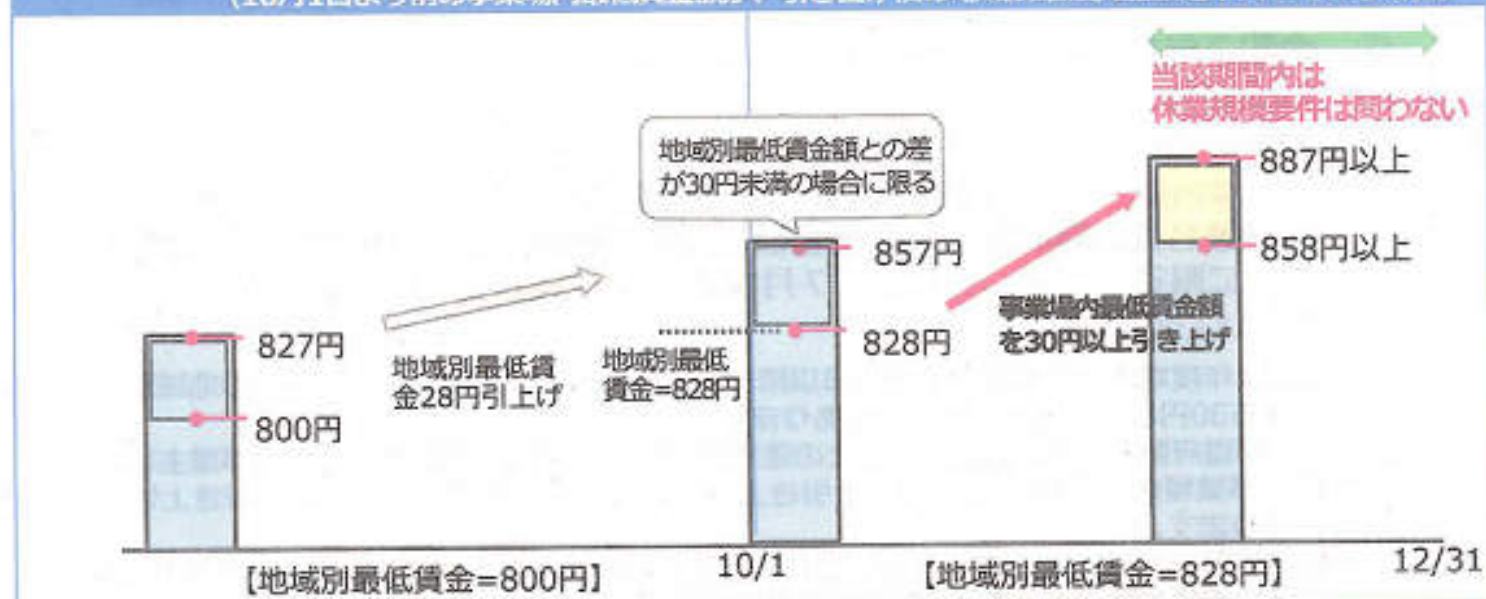
引上げ前の地域別最低賃金が800円。地域別最低賃金の引上げ額が28円。
地域別最低賃金の引上げ日が10月1日の場合。

(ケース1) 10月1日より前に事業場内最低賃金額を引き上げる場合



(ケース2) 10月1日以降に事業場内最低賃金額を引き上げる場合

(10月1日より前の事業場内最低賃金額が、引上げ後の地域別最低賃金額を下回っている場合)



(ケース3) 10月1日以降に事業場内最低賃金額を引き上げる場合

(10月1日より前の事業場内最低賃金額が、引上げ後の地域別最低賃金額以上の場合)

